

育成選手規程

(目的)

デフリンピックを目指す等若い世代の選手育成を目的とし、全国各地で行う強化合宿への参加、ユース等対象の国際大会派遣などの機会をつくとともに、競技力の向上だけでなく、代表選手としての心構え、競技規則、アンチ・ドーピングなどの理解を通して、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

1 対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本ろう者水泳協会（以下「JDSA」という。）会員で、毎年4月1日の時点で満18歳未満であること。
- (2) 次のいずれかの競技会に出場し、日本水泳連盟資格表3級以上の記録を樹立すること。
 - ①日本ろう者水泳選手権大会（以下「日本大会」という。）
 - ②ジャパンパラ水泳競技大会（以下「JP大会」という。）
 - ③日本知的障害者選手権(50m)水泳競技大会（以下「日本知的大会」という。）
 - ④パラ水泳春季記録会（以下「パラ記録会」という。）
 - ⑤日本パラ水泳選手権大会（以下「日本パラ大会」という。）
 - ⑥日本パラ水泳連盟（以下「日パ水連」という。）が指定している下記の地域主催大会
東北身体障がい者選手権水泳競技大会・関東身体障がい者水泳選手権大会・中部障がい者水泳選手権大会・近畿身体障がい者水泳選手権大会・中国四国身体障がい者水泳選手権大会・九州障がい者水泳選手権大会等
 - ⑦その他国際水泳連盟（以下「国際水連」という。）、日本水泳連盟（以下「日本水連」という。）規則等で行われる公式大会
- (3) 健康上問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (4) アスリートとして、礼儀と規律を遵守できること。
- (5) 保護者の承認が得られること。

2 育成選手の決定

(1) 育成選手の決定

- ①育成選手は、選手自ら標準記録（その年度の日本水連資格表3級相当＜該当年齢＞）を突破した時の証明となるものと当協会所定の申請書（年度更新）を添えて強化委員会に提出する。強化委員長は、事実を確認して理事会に報告し、承認を得る。また、強化委員長は、推薦したい選手に強化合宿等への参加を求め、行動や状況を把握し、理事会（強化指定選手である理事は除く）にて報告する。
- ②決定された選手を、次世代育成選手として、JDSAから日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）に所定の書類を提出する。

(2) 育成選手の推薦

同年度の1(2)に掲げた大会等により、公式記録を樹立した選手を対象とし、その選手が条件を満たしている場合、推薦することができる。

(3) 育成選手の追加

同年度の1(2)に掲げた大会などにより、対象条件を満たし、選手自ら申請した時及び2(2)において、推薦された選手が申請した時、2(1)の手順により追加することができる。

(4) 育成選手の取り消し

下記の3における強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化委員長が理事会(強化指定選手である役員は除く)に報告し、理事会は、討議の結果、指定を取り消すことができる。

3 育成選手の遵守事項

育成選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

(1) 強化合宿への参加

(2) 日本大会、J P大会、日本パラ大会、パラ記録会及び国際大会への出場

(3) 強化合宿参加や大会参加に関する報告など(練習状況の報告、欠席連絡など)

(4) アスリートとして、礼儀と規律を遵守した心構えをもつように努力をする

4 費用負担

合宿参加や国際大会出場にかかる費用は、原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。なお、キャンセル料は、合宿及び大会の要項等による。

付則 2011年2月19日より適用

2015年3月21日改定

2018年4月14日改定

2019年2月24日改定

2020年3月22日改定

2021年3月14日改定